

サンデル教授特別講義

「正義」

大相撲八百長問題

NTV『たけしのIQ200～世界の天才が日本を救う』より

2011/02/26

札幌たのしい授業研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道

丸山秀一 Dr.Yanderu

日本の抱える難問題に世界の天才たちが画期的な解決法を披露!『ハーバード白熱教室』のサンデル教授が緊急来日!世界で初めて芸能人・文化人を生徒に授業を行う!…拉致被害者を救うために北朝鮮のスパイに拷問することは許されるか?相撲の八百長に正義はあるか (NTV サイトより)

『正義』の講義や著書で有名なサンデル教授が、テレビに出演し、現在の日本の問題を取り上げました。そのため、正義について、実に分かりやすい内容となっています。私たちも、一緒にその議論に参加しましょう。「行うに正しいこと」とはなんなのか・・・。

【質問】

ビート・たけしさんは、講義の前に、参加者達に4つの注意事項を示しました。それはなんだったでしょうか。

- () 感情的にならないこと
- () 教授の頭髪については話題にしないこと
- () 教授のギャラについては聞かないこと
- () 英語を話せるふりをしないこと
- () 教授に個人的なお願いをしないこと
- () そのほか

■注意事項

「教授に失礼があつてはいけないので、次の注意事項を必ず守るように」として掲げたのは以下の四項目でした。

- ・無理矢理英語なまりの日本語で話さない
- ・有名人のサインをねだらない
- ・ハーバードへの推薦や斡旋を頼まない
- ・ギャラを聞かない

まあ、これはバラエティ番組としての「お約束」なのでしょうが、うーん……。

【質問】

現在，大相撲での八百長が問題となっています。この事件は，許されるものでしょうか。あなたは，どう思いますか。

ア 許せる

イ 許せない

理由を出し合いましょう。

■相撲とスポーツ

大相撲で問題となっているのは、「勝ち星の売買や貸し借り」です。たとえば、すでに勝ち越しを決めている力士が、「もう少しで勝ち越しになる」という力士に、わざと負けて、勝ち星を譲ったりしていたわけです。

この問題は、「相撲はスポーツか」という問題を孕んでいます。「勝敗を目的とする競技」=スポーツというのは、八百長があるのであれば、成立しないからです。

【問題】

では、相撲のルーツについて考えてみましょう。相撲というのは、歴史的に見て、スポーツだったのでしょうか、それとも、そうではなかったのでしょうか。

予想

ア スポーツだった

イ スポーツではなかった

■相撲

番組では、たけしさんから「相撲は、もともと奉納の儀式、つまり宗教行事であり、スポーツではない」という話が出ました。それは、事実で、相撲は古代からある「神道に基づいた神事」です。その目的は「健康と力に恵まれた男性が神前にてその力を尽くして神々に敬意と感謝を示す」ことにあります。現在でも、日本各地で、こういった奉納相撲が行われているそうです。

平安時代になると、相撲は宮中の重要な儀式となり、豪華絢爛に行われたと言います。

こういった宗教的な相撲では、「どちらが勝つか」ということに「豊作かどうか」などの占いの要素を含んでいました。そのため、実際の取り組みは、どちらが勝つかはあらかじめ決められていたのです。

地域ごとの力士が相撲を取るような場合では、「不作になりそうな地区の力士をわざと勝たせる」という配慮も行われていたそうです。

この、相撲は、江戸時代に大相撲という組織にまとめられました。大相撲という組織は、相撲の興行のためのものです。興行とは、演劇やプロレスのように「見世物」を行うことです。

そのためか、大相撲では、より一層宗教色が強められ、柏手を打ったり、横綱がしめ縄をするようになりました。現在でも、本場所前には、出雲大社の神官によって神事が執り行われています。また、女人禁制の伝統も残り、土俵

での女性知事による賞状授与が認められなかったことも、記憶に新しいことです。

さらに、大相撲では、「花相撲」という本場所以外の地方巡業などがあります。そこでは、勝敗は番付や給与などには、関係しないため、「地元出身力士を勝たせる」などのことが度々行われてきたと言います。

これらから考えると、「もともと相撲は、スポーツではない」というコトになりそうですが、現代では、相撲は宗教行事からも離れて「スポーツ」として行われています。それはどうしてなのでしょう。

【問題】

ある人は、「相撲が国技になったからだ」と考えました。国技とは、「国を代表するスポーツ」のことです。では、相撲は、いつ国技とされたのでしょうか。

予想

- ア 平安時代以前
- イ 鎌倉時代から戦国時代
- ウ 江戸時代
- エ 明治時代から敗戦前
- オ 敗戦後
- カ そのほか

■国技

「日本の国技を相撲とする」といういかなる法令や決議も存在しません。つまり、「相撲が国技」というのは法的なものではありません。しかし「国旗・国歌法」の成立前から、多くの国民が「日の丸」を国旗としてきたのと同じく、相撲も国技なのです。

では、どうして多くの国民が相撲を国技と思うようになったのでしょうか。そのきっかけは、明治42年、両国に初めての「相撲常設競技場」が作られたとき、それが「国技館」と名付けられたことでした。つまり「国技」というのは、「自称」だったわけです。

【問題】

では、自称から始まった「国技」の相撲に対して。国は、
なにか特別の地位や待遇を与えているのでしょうか。

予想

- ア 国の保護下においている
- イ 財政援助をしている
- ウ 特に何も援助などはしていない
- エ そのほか

■日本相撲協会

大相撲を興行しているのは、財団法人日本相撲協会です。「財団法人」とは、「特定の個人や企業から拠出された財産で設立された、公益法人」のことです。(2008.12 からは、公益法人でなくても非営利であれば可) 日本相撲協会は、詳しいことを言うと、かつての民法の下、公益のために設立された特例財団法人であり、「2013 年末までに、一般財団法人・公益財団法人のいずれかに移行するか、解散する」ことになっています。公益財団法人には、多くの税の優遇措置があります。また、監督官庁は「文部科学省スポーツ青少年局競技スポーツ課」です。

相撲協会が財団法人になったのは、国技館ができた 16 年後の 1925 年のことでした。その背景には、当時の皇太子(昭和天皇)からの奨励金で「賜杯」を作ったものの、「たかが興行主の団体が、菊花紋章の入った優勝杯を使用するわけにはいかずに、急遽財団法人とした」といういきさつがあったようです。

1966 年に相撲協会が、それまでの財団法人大日本相撲協会から財団法人日本相撲協会に改称したときに、文部省に出した「寄付行為 (=財団法人の基本規定)」には、その目的が「この法人は、わが国固有の国技である相撲道を研究し、相撲の技術を練磨し、その指導普及を図るとともに、これに必要な施設を経営し、もって相撲道の維持発展と国民の心身の向上に寄与することを目的とする」と相撲が「国技」として明記されていました。そして、文部省は、

この規定を含めた相撲協会を認可したのです。

このように、相撲は、米国での野球と同様に、「国技」と見なされているものの、法的な裏付けや国家の特別な保護はありません。正式に国によって、国技が簿されているのは、韓国（テコンドー）、カナダ（アイスホッケー）、満州国（サッカー）など、そう多くはありません。

【問題】

スポーツでは、八百長は絶対に許されないのでしょうか。
八百長の語源はなんでしょう。

予想

- ア 「八百屋」から
- イ 「ウソ八百」から
- ウ そのほか

■八百長

八百長は、明治時代に実在した「八百屋の長兵衛」のニックネームだそうです。彼は、囲碁が得意でしたが、お客に商品を買ってもらうために、わざと負ける・・・つまり「接待囲碁」をやっていました。そこから、「真剣に競っているようにみせながら、実は勝敗を示し合わせていること」を八百長と呼ぶようになったと言われています。

【問題】

こういった「接待囲碁」「接待ゴルフ」などは、まさしく根本的な八百長です。こうした行為は許されないことなのでしょうか。

次の例で考えてみましょう。

親子で腕相撲をします。父親は、子どもに自信をつけさせるためにわざと負けます。つまり八百長をするわけですが、これは許されない行為でしょうか。

予想

- ア 許されない
- イ 許される

もし、これが許されるとすると、大相撲との違いは何でしょう。

■許されるウソ

ふつう「ウソは絶対にいけない」と子どもは教育されます。しかし、「許されるウソ」も存在するようです。だとすると、「ウソは絶対にいけない」という教育は間違いということになります。「ウソは、なるべくなら、ない方が良い」とした方向目標なら違うのですが・・・。

もっとも、こういったウソも嫌う人たちがいます。タケシさんも「ハンデをつける。父親は小指一本で真剣勝負」と番組で語っていました。また、科学者のファインマンは、子どもとかけっこするときは、自分は後ろ向きに走って全力で勝負したそうです。

しかし、英語でウソは *lie* ですが、*white lie* と *black lie* の二種類があります。「相手を思う故のウソ」が *white lie* です。しかし、日本には *white lie* に相当する言葉がありません。これは、後でまた検討してみましよう。

【質問】

別の例で考えてみましょう。現政権は、選挙の時の「高速道路無料化」や「子ども手当完全支給」などの公約を「言い過ぎだった」と認め、撤回しようとしています。

公約を破ることは、許されるのでしょうか。あなたはどうか思いますか。

ア 許される イ 許されない

【問題】

この問題も、「公約とはなにか」ということと関係するようです。では、あなたは公約とは何だと思いますか。

予想

- ア 「政治家と有権者との契約」
- イ 政治家の方向目標
- ウ 政治家の到達目標
- エ そのほか

また、最近の学校では、「シラバス」という名称の授業計画を授業前に、生徒学生などに配布することが流行しているようです。もし、こうした「シラバス」を配布したとすると、我々は、絶対にそれを守らなければならないのでしょうか。

指導要領はどうでしょう。

■公約

ある政治家は、「公約とは、有権者との神聖な契約だ」といいます。もし、そうであるならば、公約を破ることは、契約不履行であり、当選した議員は辞めなければなりません。

公約の初めは、英国においてだといわれています。その英国では、「公約は契約」とは考えられていません。なぜなら、有権者は、その候補に投票したとしても、すべての公約について同意したわけではないからです。さらに、公約に縛られることは「議員の独立性や自由を侵すもの」と考えられているからです。つまり「予想変更」が可能なわけです。

なお、最近よく使われるようになった「マニフェスト」とは、「(政治的) 宣言」のことで、「コミュニスト・マニフェスト」は「共産党宣言」のことですし、「米独立宣言」もマニフェストです。

英国だけでなく、フランスやドイツでも、「議員は、国民全体の代表者であって、委任（公約）及び指示に拘束されず、自己の良心にのみ従う」と憲法で規定されています。

シラバスについて言えば、日本では「授業計画」と全く同じ意味のものでしかないのに、シラバスという新しい言葉を使うこと自体が「学問の汚職」となっています。

さらに、授業での主役は、「教育を受ける側の子どもたち」ですから、教師に教材の提案権はあっても、決定権は子ど

もたちの側にあるのです。ですから、「実験結果」で「予想変更」をする必要があるのです。

これは政治でも同じことです。予想変更ができないような「正義」の政治は、怖いのです。

【質問】

家族を守るためのウソは許されるのでしょうか。例えば、あなたの兄弟が大学入試でカンニングをするのを目撃したとします。あなたは、そのことを大学側に通報すべきだと思いますか。

ア 通報すべき

イ 通報しなくても良い

■孝

この問題は、『論語』を思い出させられます。

楚の国の葉公が孔子にこう語った。「われわれの村に正直者がおります。父親が自分の土地に入ってきた他人の羊を盗んだところ、正直者の息子が証言し、父親は有罪になりました」。ところが孔子は「われわれの村の正直者はそれとは違う」とやり返し、「父は子の為にその罪を隠し、子は父の為に父の罪を隠した」と語った。父親は子どもが犯した罪を隠し、子どもは父親の犯した罪を隠す、それこそが本当の正義なのだ、というのである。

つまり、孔子は「絶対にウソをついてはいけない」などとは言っていないわけです。「絶対にウソをついてはいけない」という教育は、どこから来たものなのでしょうか。

日本の法律では、家族を匿うために嘘の証言をしたとしても、罪に問われることはないようになっています。韓国でも、「家族のための偽証」は「情が厚い」と評価されるということです。

しかし、この問題も簡単ではありません。たとえば、あなたの兄弟が、都市に核爆弾を仕掛けて逃走中で、あなたは、その兄弟の居場所を知っているとします。もし核爆弾が爆発したら、何十万人が死ぬとしても、あなたは、兄弟のためにウソをつくでしょうか。

そして、為政者にとって都合が良いのは、「孝」よりも「忠」の価値を上に乗けることです。「お国のために」あなたは、家

族や兄弟を告発しなければならないのです。

【質問】

あなたは、タケシ監督の最新映画を観ましたが、とてもつまらない内容でした。タケシ監督から感想を聞かれたあなたは、本当のことを言いますか。

- ア 本当の感想を述べる
- イ ウソをつく
- ウ そのほか

相手が違う場合は、どうでしょう。

相手が、恋人や友人だったら？

森永さんのレポートだったらどうでしょう。

もし、あなたがウソをつくとしたら、その動機はなんなのでしょう。

■ ウソをつく理由

カントは、「どんなウソでもいけない」と考えていました。カントにとっては **white lie** も、正しくないのです。日本で「ウソはいけない」という教育がなされるのも、カントの影響でしょうか。

しかし、カントは、「ウソではなく、誤解を与える事実を言う」ことを認めています。タケシ監督の映画について言えば、「あんな映画は観たことはありませんでした」というようなものです。

SF「Star Trek」シリーズには、「バルカン人」という宇宙人が登場します。バルカン人は「絶対にウソをつかない」という設定なのですが、必要なときは「カント的な事実」を口にしています。

なぜ、私たちは、こういったウソをつくのでしょうか。それは、相手のことを思いやる気持ちからです。それは、「本当のことを言って、相手が悲しむ姿を見たくない」という自分の気持ちなのかも知れません。でも、それは、「正しくないこと」なのでしょう。

人間は社会的動物です。必ず、他人と関わりを持って生きてゆきます。だからといって、「他人の気持ちを考えろ」という説教は余計なことでしょう。もし、他人の気持ちを考えずに生きてゆけるのなら、なんと生きやすいことでしょう。「衣食足りない人」「自分のことだけで精一杯な人」は、まさにそういう状態です。しかし、「衣食足りた人」は、他人の笑顔を求めます。

例えば、職場のデシカメのメモリーカードが紛失しました。担当者は、しつこく「誰か知らないか」と毎日のように調査しました。こんなとき、あなただったらどうしますか。他人の笑顔を求める人は、新しく買ったメモリーカードを、そっと、でも気がつかれるように置いておくことでしょう。これは、正しいことでしょうか。

でも、衣食が足りている人には、そういう生き方になるのです。違う生き方の方が楽かも知れないけど、ほかの生き方は、嫌なのです。

【質問】

- ① あなたが運転する列車のブレーキが故障し暴走しています。このまま進むと、前方で作業している5名に突っ込みますが、待避線に入れば、1名の作業員の犠牲で済みます。あなたは、どちらを選びますか。

- ② あなたは跨線橋の上において、暴走列車が5名の作業員に突っ込もうとしているのを見ています。橋の上には、とても太った人物がいて、彼を列車の前に突き落とせば、列車にブレーキを掛け、5名の作業員を救うことができます。あなたは、この人物を突き落としますか。あなたの体重は小さく、自分が落ちても効果がないとします。

■結果論

「多くの人が幸福になれる結果が正しい」という「最大幸福原理」で考えるならば、「一人の命よりも五人の命」となるでしょう。それは、「橋の上からひとりを突き落とすこと」でも同じはずです。しかし、後者を選択するのに、抵抗があるのはどうしてでしょう。常に論理的に考えて行動するバルカン人なら、きっと「人間は非論理的だ」と言うことでしょう。とにかく「幸福の最大化」を正義とするのに抵抗がある場合があるのです。

つまり、「正義」には、結果論から導かれるものだけではなく、「無条件のもの」（ここでいえば「殺してはいけない」）もあるようなのです。

【質問】

某国に5名の日本人が拉致されているとします。ある日、某国のスパイが逮捕されました。もし、彼の証言があれば、拉致の事実が明らかになります。あなたは、スパイを拷問してでも、その事実を聞き出すべきだと思いますか。

- ア 拷問もやむを得ない
- イ 拷問はいけない

■原則

元防衛大臣は「拷問は憲法で禁止されているが、条件付きで拷問も可能である」と述べました。「多数の幸福」を単純に考えてよいのであれば、この問題の答えも明確なように思えます。しかし、それでも人権は大切とも考えられません。

さらに、この問題も条件によっては、答えが変わってくることでしょう。拉致されたのが家族であったら、どうでしょう。また、拉致された人たちの生命が脅かされているとしたらどうでしょう。いや、それでも人権は大切でしょうか。

軍隊では、命令系統がはっきりしており、命令は絶対です。だからといって、「住民を虐殺する」という命令を実行してしまったら、「命令だから」ということで実行者が免罪されることは、おかしいことです。「特殊の状況では、特殊なルール（より高位のルール）が適用される」べきだからです。

私たちは、大きな構造体の末端に過ぎないのかも知れません。でもだからといって、その命令に盲目的に従う必要は無いのです。いや、場合によっては、従ってはならないのです。例えば、「つまらない授業をやれ」という命令には、従ってはならないのです。科学とヒューマニズムの名において。しかし、このことが学校で教えられることはありません。

【問題】

「拷問は憲法で禁止されている」というのは、本当でしょうか。

予想

- ア どんな場合でも明確に禁止されている
- イ 特定の条件下で禁止されている
- ウ 「人権の尊重」とされているだけ
- エ そのほか

■憲法

もちろん、憲法では「基本的人権」が、「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。

そして、第 36 条において、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と明確に禁止されています。

では、なぜ元防衛大臣は「条件により可能」と言うのでしょうか。

米国では、拷問によって引き出されたものは証拠とはなりません。米国刑事ドラマの話ですが、子どもが誘拐されて、命の危険が迫っていました。刑事たちは、仕方なく容疑者を拷問し、子どもの居場所を聞き出し、子どもの命を救うことができました。しかし、拷問によって得た証拠は、証拠にはならないため、容疑者を有罪とすることはできなくなってしまったのです。刑事たちは、間違っていたのでしょうか。

■正義はひとつか

以前にサンデル教授の『正義』を取り上げたときは、結論が宗教的で失望しました。しかし、今回の講義は、とても興味深いものでした。そして、サンデル教授とボクの違いもはっきりしておもしろかったです。ボクは哲学的議論だけでは、満足できず、調べだしてしまうのです。

サンデル教授は、講義を通じて、「みなが哲学者になって

考えること」を勧めます。正義とは、科学的な真理のようにはっきりしたものではないのでしょうか。ただ、「何を正しいとするか」で、どんな社会をつくってゆくのが決まってゆくことでしょう。

正義はひとつであるべきです。科学的真理のような、普遍的な正義があることを、人々は願います。ある人たちは、それを神の中に見いだしました。そして、宗教的なものではないとしても、正義は絶対となり、恐ろしいものとなったのです。

もしかしたら、正義は一つではないのかも知れません。だが、しかし、「正義はたくさんある」では、戦争は終わりません。だがしかし、宗教戦争は「ひとつの神」を押しつける戦いでした。「神はたくさんいる」のほうが平和に共存できるなら、「正義もたくさんある」のほうが良いのでしょうか。

だがしかし、だがしかし、互いに矛盾する神が共存する状態は矛盾であり、「神は存在しない」と判断するのと同様に、矛盾するような正義がたくさんある状態では、それを正義と呼ぶことはできません。

正義と正義が戦うとき、そのどちらも正義ではないのです。では、神のように、正義も存在しないものなののでしょうか。

いいえ、人間としての普遍的な正義があるはずです。

では、どうしたら、多くの人々が認める正義にたどり着けるのでしょうか。まず、学ぶことです。その意味で、サン

デル教授も「みなさんも哲学者」と言っているのでしょう。しかし、ただ学ぶだけでは、哲学でしかありません。いくら考えても、いくら討論しても、真理に到達することはないでしょう。でも、私たちには、科学の方法があります。真理は、仮説実験でのみ到達することができるのです。もっとも、「正義」は、「解ける問題ではない」のかも知れませんが・・・。

■ 典拠文献

- ・ NTV 『たけしの IQ200～世界の天才が日本を救う』
- ・ wikipedia

■ 参考文献

- ・ 玉木正之 『スポーツ解体新書』, 朝日新聞社